

(第55期)

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

旭化成エンジニアリング株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	19,722,378	流 動 負 債	14,756,824
現 金 及 び 預 金	1,387	工 事 未 払 金	5,112,086
受 取 手 形	305,935	未 払 金	4,220
完 成 工 事 未 収 入 金	8,227,488	未 払 法 人 税 等	107,055
契 約 資 産	3,013,187	未 払 費 用	4,835,194
商 品 及 び 製 品	206,913	契 約 負 債	4,216,889
未 成 工 事 支 出 金	544,492	未 払 消 費 税 等	480,925
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	42,415	工 事 損 失 引 当 金	455
前 渡 金	1,797,027		
前 払 費 用	65,584		
未 収 入 金	12,154		
立 替 金	3,647		
短 期 貸 付 金	5,511,774		
貸 倒 引 当 金	△ 9,627		
固 定 資 産	1,593,441	固 定 負 債	342,192
有 形 固 定 資 産	688,595	退 職 給 付 引 当 金	342,192
建 物	507,638		
構 築 物	7,736		
機 械 及 び 装 置	32,789		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	110,719	(純 資 産 の 部)	(6,216,803)
建 設 仮 勘 定	29,713	株 主 資 本	6,216,803
		資 本 金	400,000
無 形 固 定 資 産	414,111	資 本 剰 余 金	18,501
ソ フ ト ウ ェ ア	395,369	資 本 準 備 金	18,501
そ の 他	18,743	利 益 剰 余 金	5,798,302
投 資 そ の 他 の 資 産	490,735	利 益 準 備 金	100,000
関 係 会 社 株 式	100,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,698,302
長 期 前 払 費 用	4,287	別 途 積 立 金	2,150,000
差 入 保 証 金	91,569	繰 越 利 益 剰 余 金	3,548,302
繰 延 税 金 資 産	240,248		
そ の 他 投 資	54,631		
資 産 合 計	21,315,819	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,315,819

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示している。

(注2) 当期純利益 439,102千円

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び製品……防爆タッチパネル：総平均法による原価法

その他：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による
簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による

簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による

簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法

……その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が
2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 工事損失引当金

工事の損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることが出来る場合は翌期以降
に発生が見込まれる工事損失額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式
基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理して
いる。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による
定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、
個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の認識基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の
工事契約については工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度
の見積は、原価比例法によっている。

(注2) 当期純利益 439,102千円

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ会計を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は
特例処理を採用している。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(4) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」
という。）等を当事業年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし
書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）
第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。

これによる計算書類に与える影響はない。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1, 441, 845千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	11, 607, 573千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	531, 179千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高	
完成工事高	9, 851, 924千円
仕入高	630, 526千円
(2) 営業取引以外の取引高	220, 709千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数	
普通株式	800, 000株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
2024年度は無配のため、該当事項はなし。	
3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
2025年6月24日開催の株主総会において、次のとおりの決議を予定している。	
普通株式の配当に関する事項	
(イ) 配当金の総額	219, 560千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	274. 45円
(二) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月25日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、未払費用及び退職給付引当金である。
また、評価性引当額は 1, 325千円である。

(資産除去債務に関する注記)

当社は、旭化成株式会社と「土地賃貸借契約」を締結しており、当社所有の事務所を設置し、各種プラント設備の設計、診断及びメンテナンス等のエンジニアリングサービスを実施している。また、旭化成株式会社と「建物賃貸借契約」を締結しており、同様の業務を実施している。当社は当該賃貸借契約に基づき、契約終了時における原状回復義務を有している。

しかし、当該土地、建物は、旭化成グループ各社へのエンジニアリングサービスの提供を当社が担うために賃借しているものであるため、当該賃借により営んでいる各事業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて旭化成グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該賃貸借契約に基づき契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて、契約先各社と協議の上原状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

従って、当該資産除去債務については決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積もりを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積もりが困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。